

事務連絡  
令和2年8月7日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

### 新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の更なる強化について

新型コロナウイルス感染症の検査については、「新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針」（以下「指針」という。）等に基づき、必要な体制の確保に取り組んでいただいているところです。

各都道府県等におかれては、指針を踏まえ、検査需要の見通しを策定するとともに、相談から受診、検体採取、検査（分析）の一連のプロセスを通じた点検と対策を実施しているところです。

また、国においても、抗原検査キットや、唾液による検査、抗原定量検査等の新たな技術を順次導入してきたところです。

こうした取組のもと、今般、PCR検査能力は5万件／日を超え、抗原検査キットは2.6万件／日分の供給が可能となっているほか、医療機関等における抗原定量検査も0.8万件／日の検査能力を確認しています。

他方、6月下旬以降、全国的に新型コロナ感染症が拡大しており、現下の感染状況等も踏まえつつ、検査需要について必要な見直しを行い、さらに検査体制の増強を図っていくことが求められています。特に、唾液による検査は、まだ十分に広がっている状況にはないことから、唾液による検査の一層の活用を促進していくことが課題となっています。

こうした状況を踏まえ、さらに、①検査が必要な者がより迅速かつ円滑に検査が受けられるとともに、②濃厚接触者に加え、感染拡大を防止する必要がある場合には広く検査が受けられるようにするとの考え方のもと、検査体制の一層の強化を図っていく必要があります。

このため、各都道府県等におかれては、下記の対策を総合的に推進し、検査体制の強化に取り組んでいただきますよう、お願いします。

### 記

#### 1. 検査（分析）能力の増強

検査（分析）能力の増強を図るため、第2次補正予算も有効に活用し、引き続き、PCR検査機器や抗原定量検査機器等の整備に取り組んでいただきたい。なお、今後の整

備ニーズや整備状況も踏まえ、今後追加公募を予定している。

また、大学や医療機関等に配備されているPCR検査機器や抗原定量検査機器の能力を最大限活用できるように、国においても、検査の受託が可能な大学や医療機関等のリストを提供し、検査の需要と供給のマッチングを進めることを予定しているので活用いただきたい。なお、詳細については別途通知を予定している。

## 2. 唾液検査の活用促進

唾液を用いた検査については、発症後9日以内の有症状者のほか、無症状者についても、行政検査としてPCR検査、抗原定量検査が可能となっている。また、検体採取に係る現場の感染防御に係る負担が軽減され、検査数の増大にも対応が容易になるが、現状では必ずしも十分に広がっている状況にはない。

一部の自治体では、自治体と医師会が連携して、唾液による検査が行える診療所を増やす取組が進められており、このような取組も参考として唾液検査の活用を促進していただきたい。

## 3. 行政検査に係る契約締結の促進

行政検査に係る契約締結の手続きについては、「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の取扱いについて」（令和2年8月3日付け事務連絡）において、

- ・ 行政検査の委託契約（集合契約含む。以下同じ。）に関し、既に締結済みの委託契約については、新たな検査方法が追加された場合でも、契約当事者の異議がある場合を除き、改正後の取り扱いとみなし、新たな検査方法に関する委託契約を締結し直す必要はないこと
- ・ 契約を希望する医療機関が適切な感染対策が講じられていることを表明した場合には、その表明をもって要件を満たすものとして委託契約の締結を行うこと

という取り扱いをお示ししている。これに即して医療機関との行政検査に係る契約締結を積極的に進め、地域の医師の判断のもとに迅速に検査が受けられる体制を強化されたい。

## 4. 地域における感染状況を踏まえた幅広い検査

クラスターの発生など地域における感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合には、自治体の判断により、現に感染が発生した店舗等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であるため、積極的に検査を検討いただきたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて」（令和2年7月15日付け事務連絡）において、当該地域や集団、組織等に属する者に対する行政検査については、濃厚接触者に対する検査とは別のものとして行政検査を行うことが可能であり、検査対象者は濃厚接触者として取り扱うことはしないこと（14日間の健康観察の対象としない）をお示ししているので、同様に取り扱われたい。

また、こうした地域に出張して検査するため、臨時の検査所を設けるほか、PCR等の検査ができる機器を有する車両を派遣する方法も有用であると考えられるため、このような方法も検討いただきたい。

## 5. 院内・施設内感染対策の強化

入院患者や高齢者施設等の入所者は重症化リスクが高いため、院内・施設内感染対策の強化が重要である。

このため、新規入院患者・新規入所者を含め、感染の可能性が高い場合は、医師の判断のもとで迅速に検査できる体制を構築することが重要であり、医療機関・高齢者施設等における検査の考え方について別途通知する予定である。また、迅速な診断が可能な抗原検査キットを医療機関など必要な検査の現場に常備しておくことも有効であるので考慮いただきたい。

## 6. 検査体制の更なる強化

検査体制については、今般報告いただいた体制整備を早期に完了していただくとともに、現下の感染状況等を踏まえ、検査需要について必要な見直しを行っていただき、上記の対策を進めることで検査体制の更なる増強を図っていただきたい。

その際、今回の点検作業を通じて把握した相談から結果判明までの日数等の指標が、地理的な状況等も勘案した上でさらに改善が図られるよう取り組んでいただきたい。

なお、検査体制の整備等の状況については、今回の対策への対応を含め、引き続きフォローアップをさせていただくことを予定している。